

平成 25 年 3 月 14 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社シーイーシー
代 表 者 代表取締役社長 柏木 茂
(コード番号 9692)
問 合 せ 先 責任者 総務部長 藤原 学
(TEL. 03-5789-2441)

**取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプション
(新株予約権) 制度の導入に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 3 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行に関する議案を、平成 25 年 4 月 17 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 議案提案の理由

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成 24 年 4 月 18 日開催の第 44 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに代わる制度として、当社の取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、報酬等の一部をストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する経営責任を明確にするものであります。

II. 議案の内容

1. 報酬等の額

当社取締役および監査役の報酬等の額は、平成 20 年 4 月 18 日開催の第 40 回定時株主総会において、取締役は年額 700,000 千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役は年額 50,000 千円以内とすることをご承認いただき今日に至っております。この報酬等の額のうち、その一割にあたる部分を当社の取締役および監査役に対する株式報酬型ストック・オプションのための報酬等の額とし、取締役は年額 70,000 千円、監査役は年額 5,000 千円の範囲とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額といたします。また、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺いたします。したがって、ストック・オプションのための報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

平成 25 年 4 月 17 日開催予定の第 45 回定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり可決された場合、新株予約権の割当ての対象となる取締役の員数は 8 名になります。また、新株予約権の割当ての対象となる監査役の員数は、現任の 1 名（社外監査役を除く）になります。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限は、2,000 個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 30 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記 2. (5) の期間内において、当社の取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から 10 日(10 日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上